

～地域情報基盤の今後のあり方（方向性）について～

審議会答申書（案）について【審議中により取扱注意】

答申書案	答申案作成にあたって留意した事項
<p>【表紙】</p> <p style="text-align: right;">令和〇年（〇〇〇〇年）〇〇月〇〇日</p> <p>甲賀市長 岩永裕貴 様</p> <p style="text-align: right;">甲賀市地域情報基盤のあり方審議会 会長 井上 あい子</p> <p style="text-align: center;">甲賀市地域情報基盤の今後のあり方について（答申）</p> <p>令和4年7月26日付け甲情政第224号で諮問された「甲賀市地域情報基盤の今後のあり方」について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。</p>	

【本文1】

甲賀市地域情報基盤の今後のあり方についての答申

甲賀市地域情報基盤整備事業の目的は、甲賀市における「地域情報ネットワーク網を活用した地域力の向上」と「有事の際における初期情報伝達手段の一元化、防災体制の強化」を担うことであり、平成23年度から合併特例債等の財源を活用して市内全域に光ファイバケーブルを整備し、第三セクター（㈱あいコムこうか）との連携により、光インターネットサービス、ケーブルテレビ、IP電話及び音声放送端末機による情報伝達の仕組みを確立されてきた。

また、当該事業のメインである音声放送端末機の導入により、災害時において市民の生命・財産を守るための情報発信の充実、更には、地域づくりの推進等も行ってきた。

一方で、本事業の持続的運営に係る機器設備等の更新や、新たな設備投資は、甲賀市にとって多額の財政負担が生じる恐れがあり、今後、持続可能で経済的にも安定したサービス提供を行うことが困難となることを想定する。

併せて、本事業を開始された約10年前と現在とでは、情報通信技術の高度化等により、市民の情報受発信における手法についても大きな変化が生じている状況である。

このことから、本審議会では、上記を受け止めながら、甲賀市地域情報基盤の今後のあり方について慎重に審議した結果、「甲賀市が地域情報基盤施設を所有し、第三セクター（㈱あいコムこうか）を通じて、同施設の維持管理を実施する方法」（以下、「市所有方式」という。）よりも、「地域情報基盤の管理に精通した民間通信事業者（第三セクター（㈱あいコムこうか）含む）に譲渡する方法」（以下、「民間所有方式」という。）が、甲賀市の財政負担を抑えることができ、市民に対する費用対効果の高い方法であると考えた。

よって、本審議会としては、全委員の総意により、地域情報基盤の今後のあり方として「市所有方式」ではなく「民間所有方式」を甲賀市において検討することが妥当であると判断した。

● 他自治体の答申事例はその構成だけを参考とし、内容については、甲賀市の地域情報基盤施設の今後の方向性を中心とする内容としております。

● 現状、地域情報基盤施設の維持管理を第三セクター（㈱あいコムこうか）に委託していることから、㈱あいコムこうかという個別企業名について記載しております。

● 「民間所有方式の方が、市の財政負担が少ないのではないか」との多数ご意見が出ており、第3回審議会において、「民間移行を検討すべき」との骨格設定を行っていただいたことから、「民間所有方式を検討することが妥当」との結論としております。

● 答申案では「民間所有方式を検討することが妥当」との結論を記載しておりますが、記載のとおり民間通信事業者には、現在、地域情報基盤施設の管理受託者であり、IRU契約により事業展開をされている、第三セクター㈱あいコムこうかも含めております。

【付帯事項 1】

なお、民間所有方式の検討に際しては、次の事項に留意した取り組みを求めるとともに、市民の快適で豊かな暮らしが継続できる情報通信環境の維持確保に努めていただきたい。

1. 甲賀市における地域情報基盤整備事業の目的であった、人の絆・地域力の向上、並びに、安全安心を含む防災体制の強化について、地域情報基盤施設を活用の上、将来的にも維持できるように取り組みを継続させること。
2. 甲賀市における難視聴地域対策やブロードバンド環境の構築等、情報格差の是正という取り組みについて、将来的にも安定した情報通信環境が維持できるように取り組みを継続させること。
3. 現状、甲賀市の地域情報基盤の維持管理を受託し、IRU契約に基づき、同施設を活用した放送通信サービスを展開している第三セクター（株あいコムこうか）と、民間所有方式や今後の通信事業サービスのあり方等について協議を行うこと。（総務省「公設光ファイバケーブル及び関連施設の民間移行に関するガイドライン」に基づき）
4. 行政及び地域情報の発信手段として重要な役割を担っている行政放送番組の制作及び放送等については、継続を基本とした調整を図ること。
5. 民間所有方式の検討から実施については、常に行政運営の効率化と財政負担の抑制を図り適正化に努めること。

- 第3回審議会において「情報格差の是正」「利用者負担の調整（環境・サービスの維持）」「財政（費用）負担の調整」を付帯事項の骨子として設定いただいたことから、その点を基に作成しております。
- 3. つきましては、第3回審議会において、「地域情報基盤施設の今後のあり方に関連する株あいコムこうか（の今後）についても触れていくべき」とのご意見をいただき、市より「今後、審議会答申（地域情報基盤施設の今後のあり方）を踏まえながら、株主である市として株あいコムこうかの今後について、同社と話し合っていく」との答弁をさせていただき、委員各位のご理解をいただけたことから、その要旨を関連付けて（表現等を調整しながら）作成しております。

【付帯事項 2】

6. 安全安心情報の発信手法について、音声放送端末機から携帯端末（スマートフォン）への転換を検討すること。

甲賀市内の各住戸に設置している音声放送端末機は、安全安心情報の配信等、日々活躍しているが、当該機器の設置状況については約10年経過した現在においても世帯カバー率が57%（令和4年3月末時点）に留まっている。

今後、音声放送端末機の設置を呼びかけ、世帯カバー率を上げていく方法も考えられる一方で、他の自治体では、近年の技術革新等を踏まえ、市民が保有する携帯端末（スマートフォン）へ直接緊急情報を送信する方式へ切り替えるケースが増加してきている。

多くの市民が当該機器を保有されていることや、屋内外問わず必要な情報を受信できること、文字情報の確認により聞き漏らし等が防げること等を踏まえると、現在の音声放送端末機から携帯端末（スマートフォン）への転換を検討することが適切であると考えられる。

7. 6については、情報格差の解消に向けて必要な対策等を講じること。

- 音声放送端末機の今後のあり方については、主要な審議項目となっておりますが、音声放送端末機自体が地域情報基盤の構成内であること、更には答申書案の流れ等を考慮し、付帯事項とさせていただきました。
- 第3回審議会において「音声放送端末機から新たな手法への転換」を方向性の骨子として設定いただいたことから、その点を基に作成しております。

答申書案	答申案作成にあたって留意した事項
<p data-bbox="240 317 388 359">【その他】</p> <p data-bbox="290 474 477 516">◎添付資料</p> <ul data-bbox="359 548 1136 863" style="list-style-type: none"><li data-bbox="359 548 1136 590">○甲賀市地域情報基盤のあり方審議会 開催内容<li data-bbox="359 642 611 684">○甲賀市諮問書<li data-bbox="359 737 1136 779">○甲賀市地域情報基盤のあり方審議会 委員名簿<li data-bbox="359 831 543 873">○用語解説	